

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和5年12月12日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

ネットリテラシー醸成講座実施委託

#### (2) 目的

インターネットに触れる機会が増大することを踏まえて、インターネットや若者の利用実態等の最新情報に詳しい講師が、インターネット、ソーシャルメディア等との上手な付き合い方、危険や注意点などについて講義や啓発資料の作成を行うことで、児童・生徒のネットリテラシーの醸成、小学校児童の保護者に対する啓発、教職員に対する日々の指導への活用を図ることを目的とする。

#### (3) 業務内容

- ①小学生向けネットリテラシー醸成講座実施業務（61校各1回）
- ②中学生向けネットリテラシー醸成講座実施業務（29校各1回）
- ③小学校児童の保護者向け子どものインターネット利用に関する啓発講座実施業務（61校各1回）
- ④教職員向け講座（1回）
- ⑤ネットリテラシー醸成講座等に使用する資料の作成及び提供
- ⑥アンケートの作成、提供、回収及びデータの集計

#### (4) 対象者

- ①世田谷区立小学校6年生
- ②世田谷区立中学校1年生
- ③世田谷区立小学校児童の保護者
- ④区立学校教職員

#### (5) 契約期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）

ただし、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、令和6年度予算配当を条件とする。

※令和7年度、令和8年度についても、本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と随意契約を締結する予定である。

## 2 参加資格

以下の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること、及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。

## 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行うものとする。

## 4 提案書を特定するための評価基準

以下の観点に基づき個別に評価し、結果を集計し総合的に判断する。

- (1) 情報モラル教育についての考え方は適切であるか
- (2) 取組方針は、本業務の趣旨を踏まえた適切なものとなっているか
- (3) 業務を円滑に実施するための体制（各講座や啓発資料作成、アンケート作成等の実施体制、労務管理の体制）が整備されているか
- (4) 緊急時の連絡体制（事故や苦情等への対応）、危機管理体制、教育研究・ICT推進課との連絡・連携体制が整備されているか
- (5) 各講座の講師の配置方法・配置基準（経験年数・保有する資格等）・研修体制等は適切であるか
- (6) 各講座の内容及び資料の作成にあたっての視点が適切であるか
- (7) 各講座実施後の評価についての考え方・手法は適切であるか
- (8) 「小学校児童の保護者向け子どものインターネット利用に関する啓発講座」において、参加しなかった保護者への周知・啓発のための取組みは十分であるか
- (9) その他の提案事項が、業務を実施するうえで有効なものであるか
- (10) 類似業務に係る受託実績等は本業務を実施するのに十分であるか
- (11) 受託経費の見積額は事業内容と照らして妥当であるか
- (12) 事業者の経営（財務）状況は適正であるか

## 5 手続等

### (1) 担当部課

世田谷区教育委員会事務局教育研究・ICT推進課

〒154-0023 東京都世田谷区若林5丁目38番1号

世田谷区立教育総合センター 統合事務室内

電話：03-6453-1503

ファクシミリ：03-6453-1534

E-mail: SEA03677@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 提案条件説明書の交付期間、場所および方法

- ① 期間 令和5年12月12日（火）から令和5年12月26日（火）まで  
（土・日曜日を除く）
- ② 時間 午前9時から午後5時まで
- ③ 方法 教育研究・ICT推進課の窓口配付または世田谷区のホームページからのダウンロードによる

(3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法等

- ① 期限 令和5年12月26日（火）午後5時まで
- ② 提出先 世田谷区教育委員会事務局教育研究・ICT推進課  
〒154-0023 東京都世田谷区若林5丁目38番1号  
世田谷区立教育総合センター 統合事務室内
- ③ 方法 持参または郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。  
※郵送による場合は、到着確認のための電話連絡も行うこと。
- ④ 提出書類及び部数  
ア 別紙1「参加表明書」【原本 1部】  
イ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）【原本 1部】
- ⑤ 辞退 参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、別紙2「参加辞退届」を提出すること。

(4) 提案書の提出期限、提出先及び方法等

- ① 期限 令和6年1月26日（金）午後5時まで
- ② 提出先 世田谷区教育委員会事務局教育研究・ICT推進課  
〒154-0023 東京都世田谷区若林5丁目38番1号  
世田谷区立教育総合センター 統合事務室内
- ③ 方法 持参または郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。  
※郵送による場合は、到着確認のための電話連絡も行うこと。
- ④ 提出書類及び部数  
ア 提案書【原本1部、副本6部】
  - ① A4サイズとし、書式は自由とする。枚数については20ページ程度とし、簡潔明瞭に記述すること。また、資料添付も可とする。
  - ② 提案書には頁をふり、目次をつけること
  - ③ 原本以外の副本（添付書類を含む）は、事業者名がわからないように、事業者名や所在地、事業者名を用いた商品名等を削除するかマーキングして隠すこと。  
イ 最新年度（期）の財務状況がわかる資料（貸借対照表、財産目録、損益計算書）【各1部】

## 6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 本業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定は無し (5) 本プロポーザルは、事業者の選定の

みを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。

- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は教育研究・ICT推進課とする。
- (7) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (8) 事業者からの提出物は返却しない。
- (9) 当該案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を区が公表することについて了承の上で参加することができる。
- (10) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。
- (11) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は区に帰属する。
- (12) 詳細は説明書による。